

市川市建設工事等資格要件等設定要領 新旧対照表（令和7年6月1日）

現 行						改 正 後					
（建設工事等の資格要件等） 第2条 建設工事等の資格要件等として、次の各号に掲げる事項を原則として定めるものとする。 (1) 本市の入札参加業者適格者名簿に登載されている者であること。 (2) 建設工事については、次の表の右欄に掲げる工事の種類及び設計金額ごとに、左欄に定める等級に該当する者であること。						（建設工事等の資格要件等） 第2条 建設工事等の資格要件等として、次の各号に掲げる事項を原則として定めるものとする。 (1) 本市の入札参加業者適格者名簿に登載されている者であること。 (2) 建設工事については、次の表の右欄に掲げる工事の種類及び設計金額ごとに、左欄に定める等級に該当する者であること。					
等 級	工事の種類及び設計金額（※）					等 級	工事の種類及び設計金額（※）				
	土木一式	建築一式 舗装	とび・土工 電 気 造 園	管	そ の 他		土木一式	建築一式 —	とび・土工・ コンクリート 電 気 管	—	そ の 他
A	<u>1700万円</u> 以上	<u>1700万円</u> 以上	<u>700万円</u> 以上	<u>1000万円</u> 以上	制限なし	A	<u>制限なし</u>	<u>制限なし</u>	<u>制限なし</u>	—	制限なし
B	<u>700万円</u> 以上 <u>1700万円</u> 未満	<u>1700万円</u> 未満	<u>700万円</u> 未満	<u>1000万円</u> 未満	<u>700万円</u> 未満	B	<u>1億円未満</u>	<u>1億円未</u> 満	<u>5000万円</u> 未満	—	<u>2000万円未満</u>
C	<u>700万円</u> 未満					C	<u>1000万円</u> 未満				
（※）消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する消費						（※）消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する消費					

税及び地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税相当額を除いた金額とする。

(3) 次に掲げる建設工事については、特定建設業の許可を受け、かつ、監理技術者を専任で配置すること。

ア 1件当たりの設計金額が8千万円以上の建設工事（建築一式工事に限る。）

イ 1件当たりの設計金額が5千万円を超える建設工事（建築一式工事を除く。）

(4) 1件当たりの設計金額が8千万円未満の建設工事（建築一式工事に限る。）については、総額7千万円以上の下請契約を締結して施工する場合は、特定建設業の許可を受け、かつ、監理技術者を配置すること。

(5) 1件当たりの設計金額が4千__万円以上5千万円以下の建設工事（建築一式工事を除く。）については、主任技術者又は監理技術者を専任で配置すること。この場合において、総額4千5百万円以上__の下請契約を締結して施工する場合は、特定建設業の許可を受け、かつ、監理技術者を専任で配置すること。

(6) 前3号に定めるもののほか、市長が特に必要と認めた場合においては、主任技術者又は監理技術者を専任で配置す

税及び地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税相当額を除いた金額とする。

—

—

—

—

—

—

—

—

—

—

—

—

—

—

—

—

—

—

—

—

—

—

—

—

—

—

—

(3) 1件当たりの請負金額が4千5百万円以上__の建設工事（建築一式工事は9千万円以上のもの）については、主任技術者又は監理技術者を専任で配置すること。この場合において、総額5千万円以上（建築一式工事は8千万円以上）の下請契約を締結して施工する場合は、特定建設業の許可を受け、かつ、監理技術者を専任で配置すること。

(4) 前__号に定めるもののほか、市長が特に必要と認めた場合においては、主任技術者又は監理技術者を専任で配置

ること。

(7) 第3号、第5号及び前__号の規定にかかわらず、特定建設業者が当該工事現場に監理技術者補佐を専任で配置するときは、監理技術者を専任で配置することを要しない。

2 (略)

3 前2項に定めるもののほか、1件当たりの設計金額が5千万円

を超える建設工事等にあつては審査会が、1件当たりの設計金額が5千万円以下の建設工事等にあつては市川市事務決裁規程（昭和62年訓令第4号）別表第1に定めるところにより契約課長との協議を経て所管の部長又は課長が、次の各号に掲げる事項を資格要件等として定めることができる。

(1)～(3) (略)

(4) 市川市建設工事指導要綱第6条第4項に規定する建設工事に該当するものとして、第1項第7号の規定の適用を受けないこと

(5) (略)

4

前3項に定めるもののほか、市川市内の中小企業の受注機会確保のため、公正な競争の確保を妨げない範囲において、市川市内に本店を有することを入札に参加する者の資格要件等として前2項__と同様の手順により定めることができる。ただし、一般競争入札の場合において資格として当該地域要件を定めることによって、資格を満たす者が次条に掲げる表__に定める設計金額の区分ごとの数に満たない場合には、この限りでない。

すること。

(5) __前2号の規定にかかわらず、特定建設業者が当該工事現場に監理技術者補佐を専任で配置するときは、監理技術者を専任で配置することを要しない。

2 (略)

3 前2項に定めるもののほか、1件当たりの設計金額が5千万円

を超える建設工事等にあつては審査会が、1件当たりの設計金額が5千万円以下の建設工事等にあつては市川市事務決裁規程（昭和62年訓令第4号）別表第1に定めるところにより契約課長との協議を経て所管の部長又は課長が、次の各号に掲げる事項を資格要件等として定めることができる。

(1)～(3) (略)

(4) 市川市建設工事指導要綱第6条第4項に規定する建設工事に該当するものとして、第1項第5号の規定の適用を受けないこと

(5) (略)

4 前2項の規定に関わらず、1件当たりの設計金額が5千万円を

を超える建設工事等で、再度公告入札に付そうとするものについては、契約課長と協議を行い所管の部長が資格要件等を定めることができる。

5 前4項に定めるもののほか、市川市内の中小企業の受注機会確保のため、公正な競争の確保を妨げない範囲において、市川市内に本店を有することを入札に参加する者の資格要件等として第2項及び第3項と同様の手順により定めることができる。ただし、一般競争入札の場合において資格として当該地域要件を定めることによって、資格を満たす者の数が次の表の左欄に掲げる当該建設工事等の1件当たりの設計金額の区分に応じ、右欄に掲げる数に満たない場合には、

—

5 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定に該当する者のほか、次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加できないものとする。

(1)～(5) (略)

(6) 公告日前3カ月以内に、市川市が発注する建設工事について工事完成検査評定通知書により6.0点未満の通知を受けている者

(7)～(9) (略)

(10) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1校の規定による許可を受けておらず、同法第27条の29第1項の規定による総合評定値の通知を受けていない者

(11)・(12) (略)

6 (略)

(競争に参加する者の数)

第3条 建設工事等の指名競争入札における指名業者の数は、市川市財務規則（昭和60年規則第4号）第109条第1項の規定に基づき、次の表の左欄に掲げる当該建設工事等の1件当たりの設計金額の区分に応じ、右欄の数以上を原則とする。

この限りでない。

設計金額	資格を満たす者の数
5,000万円以下の額	5者
5,000万円を超え、 1億8,000万円以下の額	10者
1億8,000万円を超える額	15者

6 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定に該当する者のほか、次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加できないものとする。

(1)～(5) (略)

(6) 公告日前3カ月以内に、市川市が発注する建設工事について工事完成検査評定通知書により6.5点未満の通知を受けている者

(7)～(9) (略)

(10) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による許可を受けておらず、同法第27条の29第1項の規定による総合評定値の通知を受けていない者

(11)・(12) (略)

7 (略)

(競争に参加する者の数)

第3条 建設工事等の指名競争入札における指名業者の数の規定においては、市川市財務規則（昭和60年規則第4号）第109条第1項の規定に基づき、前条第5項の表を準用する。表の右欄に「資格を満たす者の数」とあるのは「指名業者基準数」と読み替えるものとし、左欄に掲げる当該建設工事等の1件当たりの設計金額の区分に応じ、右欄

設 計 金 額	指名業者基準数
5, 0 0 0 万円以下	5 者
5, 0 0 0 万円を超え 1 億 8, 0 0 0 万円以下	1 0 者
1 億 8, 0 0 0 万円を超える	1 5 者

の数以上を原則とする。

—